

令和3年度分 町民税・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方

申告書の書き方

- この「申告書の書き方」を参考にして、申告書中「1収入金額等」「2所得金額」「3所得から差し引かれる金額に関する事項」「4所得から差し引かれる金額」の欄へ記入してください。

1 所得金額（収入・所得の内容）

所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いて求めます。

【収入金額】 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に確定した金額です。

例えば、販売代金の一部が未取でも商品の引き渡しが進んでいれば全額が収入金額となります。

【必要経費】 売上原価、その他収入を得るために直接要した経費です。（家事に関係した経費は含みません。）

例えば、販売商品の原価、土地建物の賃借料、減価償却費、給料、賃金、修繕費、租税公課などです。

営業等…… 卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業などの営業から生ずる収入のほか、弁護士、医師、外交員など農業以外の事業から生ずる収入

農業…… 農産物、果樹、家畜の飼育、酪農品等の生産などの事業から生ずる収入（自家用の田・畑からの収入も含みます。）

「**経営所得安定対策交付金**」等は申告が必要です。「交付決定通知書」を持参してください。

不動産…… 地代、家賃、土地家屋の権利金、貸ガレージなどによる収入

営業等・農業・不動産などの事業所得がある人は、申告書の他に収支内訳書を作成することになります。

利子…… 公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配金ただし、源泉分離課税されるものは申告する必要はありません。（収入の金額がそのまま所得金額になります。）

配当…… 株式や出資の配当、剰余金の分配などの収入収入金額から、株式等を取得するために借りた負債の利子を控除した残額が所得金額となります。

給与…… 俸給、給料、歳費、賞与などの収入（源泉徴収票、給与支払報告書を提出できない人は、申告書裏面の「給与収入欄」に記入して、給与支払者から確認していただいでください。）

給与所得の計算表は本紙裏面に掲載してあります。

雑(公的年金)…… 国民年金、厚生年金、共済年金等の収入公的年金所得の計算表は、本紙裏面に掲載してあります。

雑(その他)…… 著述家以外が受ける原稿料、講演料等、他のいずれにも該当しない収入収入から経費を差し引いた残額が所得金額となります。

総合課税…… 土地、建物などの分離して課税される資産以外の自動車や機械類などの、減価償却資産の譲渡による収入

保有期間が5年以内の場合は「短期」、それ以外の場合が「長期」となります。

収入金額から必要経費と特別控除額（最高50万円）を差し引いた金額が所得金額となります。ただし、長期譲渡所得については、その金額の2分の1が課税される所得金額となります。

一時…… 賞金、懸賞金、競馬、競輪等の払戻金、生命保険等の満期受取金などの一時的な収入

収入金額から必要経費と特別控除（50万円）を差し引きその2分の1が課税される所得金額になります。

分離課税…… 土地や建物を売った場合の収入譲渡した年の1月1日現在までの保有期間が5年以下の場合は「短期」、それ以外の場合は「長期」となります。

申告書裏面に記載する項目があります。

山林…… 山林を伐採したり立木のままで譲渡することによる収入収入金額から必要経費と特別控除（50万円）を差し引いた金額が所得金額となります。

※**所得税の確定申告書、収支内訳書（一般用・農業所得用・不動産所得用）などの用紙類は、二戸税務署のほか税務会計課、晴山・小軽米出張所の各窓口**に用意してあります。

申告書の提出期限は3月15日です。

（申告書は必ずご自分で記入して提出してください。）

令和3年度分 町民税・県民税(国民健康保険税)申告書				世帯番号		
軽米町長宛 令和3年 月 日 提出 受付	令和3年1月1日現在の住所 フリガナ	宛名番号		個人番号		
	氏名	印		特徴番号		
	生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	性別 男・女	電話番号	職業・勤務先
	世帯主	続柄		職業・勤務先		
	住居	1. 自宅 2. 借家 3. アパート 4. 下宿		2~4の人は記入してください 家主() 月額() 円		
3 所得から差し引かれる金額に関する事項						
13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料		
	社会保険	円	国民年金	円		
	国保税額		農業者年金			
	介護保険料		源泉			
合計						
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	円		
	円		円			
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	円		
	円		円			
16 地震保険料控除	介護医療保険料の計		円			
	円					
17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	(学校名)		
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚					
20 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度	フリガナ氏名	障害の程度	フリガナ氏名	
	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	配偶者の合計所得金額		
	個人番号	個人番号	個人番号	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)		
23 扶養控除	1 フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号	個人番号	個人番号	控除額	万円	
	2 フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号	個人番号	個人番号	控除額	万円	
16 歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号	個人番号	個人番号	控除額	万円	
	2 フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号	個人番号	個人番号	控除額	万円	
24 雑損控除	別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号および住所を記入してください。	扶養控除額の合計				
	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
27 医療費控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円		
	円	円	円			
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円			
	円	円				
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。所得が全くなかった人は裏面(所得がなかった人)の欄にも記載してください。						
----- (切り取らないでください) -----						
受付	令和3年度分 町民税・県民税(国民健康保険税)申告受付票				郵便番号() ()	
	町民税・県民税の申告は、「申告書の書き方」または広報の日程により受付致しますので、申告書はその時に会場へご持参ください。				様 (5386)	

2 所得から差し引かれる金額の計算

雑損控除…… 令和2年中に災害、盗難などにより受けた損害金額を記入します。（被害証明書等が必要です。）

控除額は、「差し引き損失額－総所得金額×10%」または「差し引き損失額の内災害関連支出金額－5万円」のいずれか多い金額

医療費控除…… 本人または生計を一にする親族の医療費を令和2年中に支払った場合に次の計算で控除されます。（医療費通知書、領収書または証明書が必要です。）

控除額は、（支払った医療費－保険金などで補てんされた額）－（総所得金額の5%）または10万円のいずれか少ない額（最高200万円まで）

医療費控除の特例…… 控除額は支払った特定一般医薬品等購入費の合計額－1万2千円（最高8万8千円まで）

社会保険料控除…… 令和2年中に支払った国民健康保険税、国民年金、農業者年金、介護保険料等の金額を記入します。控除額は支払金額

小規模企業共済掛金控除…… 令和2年中に支払った、第1種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金の金額を記入します。控除額は支払金額

生命保険料控除…… 令和2年中に支払った生命保険料、介護医療保険、簡易保険、個人年金保険等の掛金の額を記入します。控除額は本紙裏面の計算表により算出してください。（最高7万円まで）

地震保険料控除…… 令和2年中に支払った地震保険、旧長期損害保険の支払金額を記入します。控除額は、本紙裏面の計算表により算出してください。（最高2万5千円まで）

寡婦控除…… 寡婦は、次のイ又はロのいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと全ての要件を満たす人

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下である事及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと全ての要件を満たす人

ひとり親控除…… ひとり親は、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、一定の生計を一にする子を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと全ての要件を満たすことが要件とされます。

（控除額は、寡婦26万円、ひとり親30万円）

障害者控除…… 本人や配偶者、その他の扶養親族に障害者や特別障害者がある場合は、障害者控除が受けられます。氏名と、障害程度を記入してください。特別障害者とは、身体障害者手帳2級以上の人や重度の知的障害者と判定された人、戦傷病者手帳で特別項症から第3項症までの人です。同居特別障害者とは、特別障害者である控除対象配偶者と扶養親族で本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常に行っている人です。

（控除額26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者53万円）

配偶者及び扶養控除…… 令和3年1月1日現在（令和2年中に死亡された人も含む）で、生計を一にする親族等で令和2年中に所得がない場合、または合計所得金額が48万円以下の場合、次のようになります。

項目	年齢	0～16歳未満	16歳以上19歳未満	19歳以上23歳未満	23歳以上70歳未満	70歳以上
区分	年少扶養親族	一般の扶養親族	特定扶養親族	一般の扶養親族	老人扶養親族	
控除額	0万円	33万円	45万円	33万円	38万円	同居老親加算7万円
同居特別障害者控除	53万円(30万円+23万円)					

配偶者特別控除…… 合計所得金額1,000万円以下の人の配偶者について適用されます。配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に配偶者特別控除が受けられます。

配偶者の所得がある場合は、本紙裏面の配偶者控除・配偶者特別控除の所得基準と控除額を参照してください。

3 税額から差し引かれる金額の計算

寄附金控除…… すべての都道府県・市区町村に対する寄附、都道府県または市区町村が条例で指定した団体に対する寄附、住所地の共同募金会もしくは日本赤十字社に対する寄附を行った場合、税額から控除します。

（控除額は、

①「寄附した金額の2千円を超える部分」×10%

②「寄附した金額の2千円を超える部分」×〔90%－寄附者の所得税の税率〕の合計です。）

※ ②の額については、個人住民税所得割の額の2割が限度

※ 控除対象限度額は総所得金額の3割が限度（領収書または証明書が必要です。）